

小樽商科大学グローバル戦略推進センター教育支援部門規程

(平成28年3月14日制定)

(趣旨)

第1条 小樽商科大学グローバル戦略推進センター規程（以下「規程」という。）第23条に基づき、小樽商科大学グローバル戦略推進センター教育支援部門（以下「教育支援部門」という。）の組織及び運営に関する必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 教育支援部門は、小樽商科大学（以下「本学」という。）におけるファカルティ・ディベロップメント、アクティブラーニング及びブレンデッドラーニングの推進・普及・教育効果の可視化、地域志向科目・社会実践科目の企画・運営及びキャリア教育等に関する検討を行い、本学の教育活動を支援することを目的とする。

(業務)

第3条 教育支援部門においては、規程第18条第2項別表に掲げる業務を行う。

(組織)

第4条 教育支援部門に、次に掲げる職員を置く。

- (1) 部門長
- (2) 副部門長
- (3) 教育支援部門専任教員
- (4) 主として教育支援業務を担う職員
- (5) その他の職員

(部門長)

第5条 部門長は、本学専任の教員のうちから学長の推薦に基づき、学部・大学院合同教授会及び教育研究評議会の議を経て、学長が選任する。

- 2 部門長は、教育支援部門の業務を掌理する。
- 3 部門長の任期は2年とする。
- 4 部門長に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(副部門長)

第6条 副部門長は、本学専任の教員のうちから部門長の推薦に基づき、第7条に定める運営会議の議を経て、部門長が委嘱する。

- 2 副部門長は、部門長を補佐し、教育支援部門の業務を行う。
- 3 副部門長の任期は2年とする。
- 4 副部門長に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(教育支援部門の運営)

第7条 教育支援部門を運営するために、運営会議を置く。

(運営会議)

第8条 運営会議は、次の事項を審議する。

- (1) 予算及び決算に関する事項
- (2) 教育支援部門の人事に関する事項
- (3) 副部門長の選任に関する事項
- (4) 第3条に規定する業務に関する事項
- (5) その他教育支援部門に関する事項

(運営会議の構成)

第9条 運営会議は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 部門長
- (2) 副部門長
- (3) グローカル戦略推進センター副センター長
- (4) 教育支援部門専任教員
- (5) 第13条に定める専門部会の長

(運営会議の委員長等)

第10条 運営会議に委員長を置き、部門長をもって充てる。

- 2 運営会議に副委員長を置き、副部門長をもって充てる。
- 3 委員長は、会議を招集し、議長となる。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(運営会議の議事)

第11条 運営会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 運営会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第12条 運営会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(専門部会)

第13条 教育支援部門に、専門的事項を審議するため、専門部会を置く。

- 2 専門部会に関する必要な事項は、別に定める。

(事務)

第14条 教育支援部門に関する事務は、教務課が行う。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、教育支援部門の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第5条1項に掲げる規定は、平成28年3月14日から施行する。